

別表第1（第3条、第4条関係）

補助対象経費	補助金の額	個別の要件
太陽光発電システムの設置に係る経費	システムの最大出力値（単位をキロワットとし、小数点第3位以下を切り捨てた値）に1キロワット当たり2万円を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、10万円を上限とする。	(1) 市内に存する住宅等に設置する者又は設置された市内に存する住宅等を取得する者（高効率給湯器においては既に所有する住宅等に設置する場合に限る。） (2) 設置する住宅等に住所を有する者（第8条に規定する実績報告書を提出する日までに住所を有することとなる者を含む。）又は単身赴任等の事由により一時的に当該住宅に住所を有していないが、生計を一にする親族が当該住宅に住所を有する者
家庭用蓄電池の設置又は購入に係る経費	設置費用又は購入費用に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）とし、10万円を上限とする。	(3) 設置する住宅等が自己の所有物でない場合にあつては当該住宅等の所有者の、当該住宅等が他の者との共有物である場合にあつては当該他の者の設置に関する書面による承諾を受けている者
高効率給湯器の設置又は購入に係る経費		(4) 電力会社と電灯契約及び余剰電力受給契約を締結する者（太陽光発電システムのみ） (5) 当該年度の4月1日以降に設備等の設置工事の着工又は建売住宅の引渡しを受ける者（高効率給湯器においては既に所有する住宅等に新規に設置する場合、又は機器を更新する者に限る。）
環境配慮型自動車の購入に係る経費		(1) 当該車両の名義人である者 (2) 当該年度の4月1日以降に自動車検証の交付を受けた者 (3) 車両の自動車保管場所が平戸市内である者

別表第2（第5条関係）

補助対象設備	添付書類
太陽光発電システム	(1) 平戸市地球温暖化対策設備等導入促進事業計画書（太陽光発電システム）（様式第3号） (2) 最大出力及び蓄電容量が確認できる書類の写し (3) 設置場所の位置図、配置予定図面及び設置工事前の現況写真 (4) 設置する住宅、店舗及び事務所等（以下「住宅等」という。）が自己の所有物でない場合には当該住宅等の承諾書（所有者の当該住宅等が他の者との共有である場合にあっては当該他の者の設置に関する承諾書）
家庭用蓄電池	(1) 最大出力及び蓄電容量が確認できる書類の写し (2) 設置場所の位置図、配置予定図面及び設置工事前の現況写真 (3) 設置する住宅等が自己の所有物でない場合には当該住宅等の承諾書（所有者の当該住宅等が他の者との共有である場合にあっては当該他の者の設置に関する承諾書）
高効率給湯器	設置場所の位置図、配置予定図面及び設置工事前の現況写真